

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 建設業者の変更登録
建設業者の登録まつ消
土地の公用廃止
肥料生産登録
肥料生産登録有効期間の更新
豚コレラ予防注射等
土地配分計画の作成

◇公安告示 聴聞会の開催
◇人委規則 産業教育手当の支給に関する規則の一部
改正
◇公告 昭和三十五年度行政書士試験の実施

登録番号 登録年月日 商号又は名称
鳥取県知事登録 昭三五、四、一四 山陰八倉建設(有)
第六五〇号

主たる営業所所在地 申請者氏名
(新)鳥取市吉方二七〇 前場 高正
(旧)馬場一七九

告示

鳥取県告示第五百七十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年十一月十六日変更登録した。

昭和三十五年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年十一月二十五日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ)第五三〇号	昭三三、 一〇、三〇	甲 田 組	米子市車尾一、四二三	甲田藤一郎	昭三五、一〇、三〇

鳥取県告示第五百八十一号

次の土地は、昭和三十五年十一月十六日からその公用を廃止した。

昭和三十五年十一月二十五日

場 所	鳥取県知事 石 破	二 朗
気高郡青谷町大字青谷字遠崎五、五五八	地目又は品目	面積又は数量
砂 浜		五二九、〇五坪
関係図面は、土木部管理課に保管		

鳥取県告示第五百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月二十五日

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (%)	生産業者の住所氏名
鳥取県第三二四号	鹿野麦尿素複合肥料	窒素全量 一八 く溶性りん酸 一〇 内水溶性りん酸 二〇 水溶性加里 〇〇	気高郡鹿野町字鹿野一、三九八 鹿野町農業協同組合 組合長理事 安富 誉顯
鳥取県第三二五号	梨完全複合肥料	窒素全量 一七 内アンモニア性窒素 七 りん酸全量 二五 内く溶性りん酸 一〇 内水溶性りん酸 一五 加里全量 五 内水溶性加里 四	東伯郡東郷町字国信一三五の四 東郷農業協同組合 組合長理事 秋久 清二

鳥取県告示第五百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定により肥料の登録の有効期間を更新したので同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十五年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

肥料の名称

保証成分量 (%)
窒素全量 全りん酸 加里全量

生産者の住所氏名

鳥取県第二六四号 丸協なたね複合肥料

七・〇 七・二 九・〇

東伯郡東伯町上伊勢一三〇
浦安農業協同組合
組合長理事 中嶋 武夫

鳥取県告示第五百八十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及び牛の肝てつ検査並びに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚及び牛の所有者に對して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ、肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 (一)

豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
十二月一日	東伯郡羽合町宇野	各豚舎巡回注射
二日	米子市崎津 境港市中浜	"
三日	東伯郡泊村泊	"
四日	米子市崎津 旧市内	"
五日	米子市崎津 境港市渡	"
六日	東伯郡赤碕町成美、安田	"
七日	東伯郡赤碕町赤碕 米子市和田	"
"	大栄町由良	"
"	米子市和田 夜見	"

八日	東伯郡東伯町八橋	"
九日	米子市富益、崎津	"
十日	東伯郡東伯町吉布庄 大栄町栄	"
十二日	米子市富益、崎津	"
十三日	東伯郡北条町下北条	"
十四日	米子市大篠津、彦名	"
十五日	東伯郡大栄町大誠	"
十六日	西伯郡岸本町八郷、大幡	"
十七日	倉吉市北谷	"
十八日	西伯郡岸本町幡郷 会見町賀野	"
十九日	倉吉市灘手	"
二十日	上北条	"
二十一日	小嶋	"

00216

00215

区分	地区名	所在地			入植	増反	備考						
		郡市	町村	大字									
土地 (県)	大幡外二 西伯 伯仙 石州府	一	117,000	反	一	反	一						
								十六日	米子市福米	福米	二十四日	西伯郡岸本町大幡	大幡
								十七日	日野郡日南町大宮	大宮	二十五日	日野郡日南町日野上	日野上
								十九日	米子市住吉	住吉	二十六日	西伯郡会見町手間	手間
								十九日	加茂	加茂	二十六日	日野郡日南町日野上	日野上
								二十日	日野郡日南町大宮	大宮	二十八日	日野郡日南町日野上	日野上
								二十日	米子市巖	巖			
								二十日	日野郡日南町石見	石見			
								二十一日	西伯郡伯仙町泉	泉			
								二十二日	日野郡日南町石見	石見			
								二十二日	西伯郡日吉津村日吉津	日吉津			
								二十三日	日野郡日南町	石見			
								二十三日	西伯郡岸本町大幡	大幡			
								二十三日	日野郡日南町福栄	福栄			

鳥取県告示第五百八十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十五年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実施期日	実施区域	実施場所	日	場所	備考
十二月一日	日野郡日野町黒坂	黒坂家畜検診所	二日	境港市外江	外江
			三日	渡	渡
			五日	日野郡日野町黒坂	黒坂
			五日	境港市余子	余子
			六日	日野郡日南町阿毘縁	阿毘縁
			六日	境港市中浜	中浜
			七日	上道	上道
			七日	日野郡日南町阿毘縁	阿毘縁
			八日	米子市大篠津	大篠津
			八日	日野郡日南町山上	山上
			十日	米子市富益	富益
			十日	米子市夜見	夜見
			十二日	日野郡日南町多里	多里
			十三日	米子市彦名	彦名
			十三日	日野郡日南町多里	多里
			十四日	米子市崎津	崎津
			十五日	福生	福生
			十五日	日野郡日南町多里	多里

別表 (一)

牛の肝てつ検査及び駆除

十二月一日 日野郡日野町黒坂 黒坂家畜検診所

五千石村 米子	福市	—	—	五二	二四、〇三	既増反者追加配分	四七戸
計		一	一七、〇〇	五二	二四、〇三		

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第九
条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年十一月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 浜村地区

(一) 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年十二月五日 午後一時から

気高郡気高町浜村 浜村警察署

(二) 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市堺町二丁目二三九の四三

谷口まつ子

二 米子地区

(一) 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年十二月七日 午後二時から

米子市万能町 米子警察署

(二) 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市錦町三丁目五五

出垣 浩

西伯郡日吉津村日吉津八九九

奥田 益己

人事委員会規則

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

昭和三十五年十一月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十四号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を

改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年鳥取
県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正す
る。

第三条第一項を次のように改める。

第三条 産業教育手当の支給を受ける実習助手は、次の
各号の一に該当する者のうち、実習を伴う農業、水
産、工業又は電波に関する科目について教諭を助けて
行い一週間の実習の時間数が十一時間以上の者とす
る。

一 大学（短期大学を含む。）に二年以上在学しその
者の現に従事する実習若しくは実習（以下「担当実
習」という。）に関する学科若しくは課程において
六十二単位以上を修得した者、旧制大学予科又は旧
制高等学校卒業者及び大正七年度省令第三号（高
等試験令第七条及び第八条による受験資格に関する
件）第二条第二号の規定により、高等試験令上高等
学校高等科若しくは大学予科と同等以上と指定され
た学校の卒業者で、技術優秀と認められる者

二 高等学校において担当実習に関する学科若しくは
課程を修めて卒業した者、外国において学校教育に
おける十二年の課程を修了した者、大学入学資格検
定規定（昭和二十六年文部省令第十三号）により文
部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者及び昭
和二十三年文部省告示第四十七号（学校教育法施行
規則第六十九条第二号の規定により、大学入学に關
し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある
と認められる者の指定）に掲げる者で、三年以上担

当実習に関連のある経験を有し、技術優秀と認められる者

三 六年（その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業年数が通算して九年に不足する場合は、その不足する年数に二を乗じて得た年数を六年に加えた年数）以上担当実習に関連のある経験を有し、技術優秀と認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

公 告

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の規定により、昭和三十五年度行政書士試験を次の要領により実施するので行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の規定により公告する。

昭和三十五年十一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

1 試験期日 昭和三十五年十二月十五日

2 試験場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館

二 試験科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう（1、2については、択一式による。）

1 行政書士の業務に関し必要な法令

2 一般常識

3 作文

三 受験資格

次の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条第一項に規定する者

2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担

当した期間がこれを通算して三年以上になる者

3 行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）第一条第二項の規定に基づき、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

四 欠格事由

次の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

1 未成年者

2 禁治産者又は準禁治産者

3 禁じ、以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

4 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 行政書士法第十四条第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 出願期間

昭和三十五年十一月二十五日から昭和三十五年十二月八日まで

六 受験手続

1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町二丁目 鳥取県総務部地方課あて提出すること。

2 受験願書を提出するときは、受験手数料五百円を鳥取県収入証紙をもつて納付すること。

七 その他

この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会のこと。（照会は、十円切手同封によること。）